市民税・県民税・森林環境税　納税通知 書 兼決定通知書 の見方

【賦課期日時点氏名・住所】
その年の１月１日時点の住所です。
転出があった場合も、原則この時点の
居住自治体へ納税いただきます。

【年税額】
今年度納めていただく市民税・県民税・森林環境税の合計税額です。

【給与特徴税額】【年金特徴税額】【差引普通徴収税額】
年税額の納付（徴収）方法別の内訳です。

３９５－８５０１
長野県飯田市大久保町２５３４

飯田　市郎　様

【口座振替】

あなたの市民税・県民税、森林環境税を
本書のとおり決定しましたので通知します。

令和　年　月　日

長野県飯田市長
佐藤　健

お問い合わせ先
飯田市役所　電話：０２６５－２２－４５１１（代）
・課税について／税務課　内線５１６１、５１６２、５１６３
・納付について／納税課　内線５１５１～５１５９

口座振替での納めていただく方は、
【口座振替】の表示と、振替口座が記
載されています。

普通徴収（納付書払い）の方は、
年４回に分けた金額を各「納期限」
までに納めてください。
口座振替の方は納期限の日に指定
口座より引き落としをします。

（年金から差し引かれる方のみ）
住民税が差引かれる公的年金の
種類等です。

４月・６月・８月に、前年度年金
所得に係る年税額の 1/6 ずつを
仮徴収として年金から差引きます。

10 月・12 月・翌年２月に、今年
度年金所得に係る年税額から上記
仮徴収額を差し引いた額の 1/3 ず
つを年金から差し引きます。

翌年４月・６月・８月に、今年度
年金所得に係る年税額の 1/6 ずつ
を年金から差し引きます。

令和　年度　市民税・県民税・森林環境税　納税通知書　兼　決定通知書

（単位：円）

▼賦課期日時点氏名・住所
３９５－８５０１　長野県飯田市大久保町２５３４
飯田　市郎

	年税額	給与特徴税額	年金特徴税額	差引普通徴収税額
新規				

通知書番号
金融機関名
口座番号　振替方法
（口座名義人）

※「充当又は委託納付額」がある場合は、実際に納める額は充当又は委託納付額を差し引いた金額となります。

	第１期	第２期	第３期	第４期
納期限				
新規充当額				
差引				

▼一括で納めていただく場合
一括での納付をご希望の場合、納めていただく金額は右記の通りとなります。

納期限	納付額	＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊

▼特別徴収対象の公的年金の種類と支払者の名称・法人番号

公的年金の種類	老齢基礎年金
支払者の名称	厚生労働大臣
支払者の法人番号	

▼今年度の4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額（仮徴収税額）

	令和　年４月	令和　年６月	令和　年８月
年金より特別徴収される額			

▼今年度の10月から2月の公的年金から特別徴収される月と金額

	令和　年１０月	令和　年１２月	令和　年２月
新規			

▼来年度も引き続き公的年金からの特別徴収の対象となる場合に、
来年度の4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額（仮徴収税額）

	令和　年４月	令和　年６月	令和　年８月
年金より特別徴収される額			

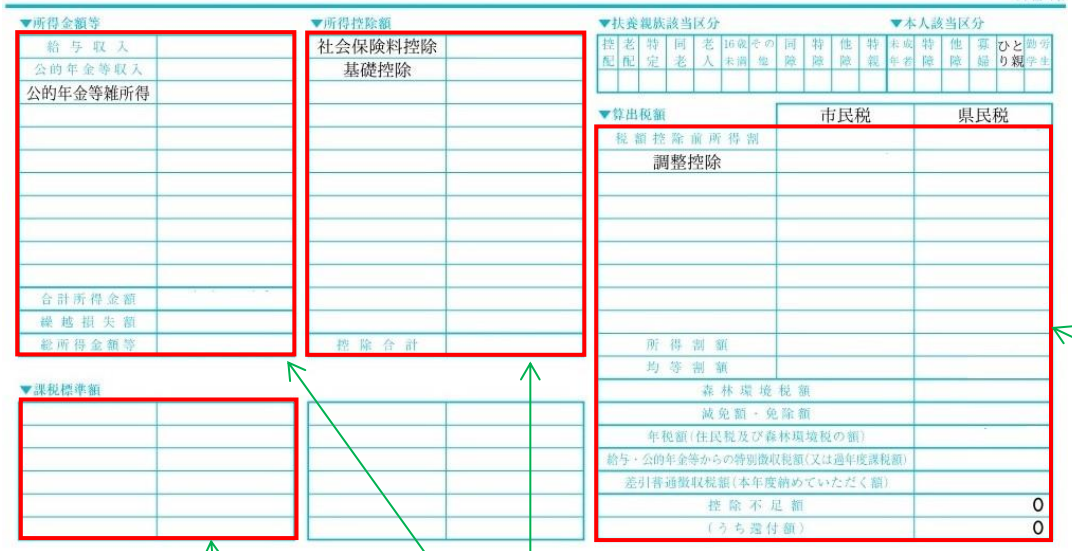
令和　年度　市民税・県民税・森林環境税　課税明細書　（令和　年　月　日現在）

（単位：円）

▼所得金額等

給与収入	
公的年金等収入	
公的年金等雑所得	
合計所得金額	
繰越損失額	
総所得金額等	

▼所得控除額

社会保険料控除	
基礎控除	
控除合計	

▼扶養親族該当区分

控配	老配	特定	同老	老人	16歳未満	その他	同除	特除	他除	特寡	未成年者	特除	他除	寡婦	ひとり親	勤労学生

▼本人該当区分

障害者	特別障害者	他の障害者	寡婦	ひとり親	勤労学生

▼算出税額

	市民税	県民税
税額控除前所得割		
調整控除		
所得割額		
均等割額		
森林環境税額		
減免額・免除額		
年税額（住民税及び森林環境税の額）		
給与・公的年金等からの特別徴収税額（又は過年度課税額）		
差引普通徴収税額（本年度納めていただく額）		
控除不足額		0
（うち還付額）		0

▼課税標準額

【算出税額】
課税標準額に税率をかけて「税額
控除前所得割」を算出します。
そこから各種税額控除※を差し引
き、均等割額を加算した上で今年
度納めていただく市民税・県民税を
算定します。
森林環境税は一律 1,000 円で
す。
※寄附金控除（ふるさと納税分等）や
住宅ローン控除等

【課税標準額】
〔所得金額―所得控除〕にて求めます。
1,000 円未満の端数は切捨てです。

【所得金額等】
課税の元となる所得の情報です。
収入金額に一定の計算や経費等を差し引き、
所得金額を算定しています。

【所得控除額】
所得金額から差し引く金額です。
詳細は通知書裏面をご覧ください。